

区の危機管理体制について

1. 震災:杉並区災害対策本部

災害対策基本法第42条の規定に基づき作成した「杉並区地域防災計画」により震災への的確かつ迅速な対応を行うため、杉並区災害対策本部を設置する。

杉並区災害対策本部は、区長、副区長、部長を構成員とした「本部長室」のもとに、「災対総務部」、「救援部」、「医療救護部」、「災対都市整備部」、「災対清掃部」の5部を設置し、震災に対応する。

区内に66校の小中学校に地域住民と共に震災救援所を立ち上げ、避難者への対応を実施する(小学校43校、中学校23校)。

地震等災害時配備態勢別職員配置基準

態勢	災害レベル・区分等	配備人数
情報連絡態勢	震度5弱	約80人
(第1次非常配備態勢)	地震以外の大火災、ガス爆発などに対応	約220人 注1
第2次非常配備態勢	震度5強	約750人 注2
第3次非常配備態勢	東海地震	約1500人
第4次非常配備態勢	震度6弱以上	全職員

注1)第1次非常配備態勢は、都市型災害対策緊急部隊が配備・対応する

注2)第2次非常配備態勢となった場合、職員は自動参集する

2. 水害:

(1)杉並区水害対策本部

震災と同じく水害に対応するため災害対策本部を設置する。

杉並区水害対策本部は、区長、副区長、部長を構成員とした「本部長室」のもとに、「救援本部」、「水防本部」の2部を設置し、さらに「指令情報班」、「応急救護班」、「第1~4救援隊」など13の班や隊等の体制で水害に対応する。

水害時配備態勢別職員配置基準

態勢	水害レベル・区分等	配備人数
情報連絡態勢	大雨・洪水注意報・警報、台風情報により、態勢の必要を認めたとき	17~43人
水防第1次配備態勢 注1	大雨・洪水警報が発令された場合 区内で水害発生の恐れ、または発生した場合 台風接近に伴い、特別な警戒が必要な場合	162人
水防第2次配備態勢	水防第1次配備態勢の強化	190人
水防非常配備態勢	広範囲に及ぶ水害が発生する、または発生した場合、直ちに水防活動に対応できる態勢	234人

注1)休日・夜間に大雨・洪水警報が発表された場合は、都市型災害緊急部隊(約220人)が配備・対応する

(2) 都市型災害対策緊急部隊

平成 17 年 9 月の集中豪雨を機に、甚大な被害が発生する恐れがある都市型災害に対応するため設置した。活動の主な態勢は、休日・夜間において、大雨・洪水警報が発表された場合への対応である(職員は自動参集)。

都市型災害対策緊急部隊は、「救援本部」、「指令情報隊」、「広報隊」など 8 つの部と隊で構成し、都市型災害に対応する。

平成 23 年 5 月現在の指名職員:212 人

3. 自然災害以外の危機:

(1) 危機管理対策会議

「杉並区危機管理対策会議設置要綱」に基づき、健康被害や環境汚染等の緊急事態への対応及び発生防止を図るため、区長を議長として設置。

危機の状況に応じて、危機管理対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を図る。

(2) 東日本大震災への対応

区では、震災後直ちに危機管理対策会議の下に「情報収集提供チーム」、「財政危機対策チーム」、「避難者受入対策チーム」、「区民サービス対策チーム」、「生活支援対策チーム」、「節電対策チーム」の 6 つの対策チームを設け、対応を実施した。

4. BCP(事業継続計画)

発災時に、区は応急活動を行う一方で、通常の行政サービスについても、継続すべき優先業務は一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が最短で提供できるよう、災害時に区の各部局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、全庁的な組織により業務継続計画を策定している。

区の業務継続計画については、以下のとおり策定しており、今後も継続的に、その内容や業務継続体制をレベルアップさせていく。

・杉並区業務継続計画[震災編] 平成 22 年 3 月

・杉並区業務継続計画[新型インフルエンザ編] 平成 22 年 3 月

5. その他

犯罪発生情報メールの実施

事前に登録した方を対象に、子どもの安全に関わる重要事件の発生情報(子ども見守り情報)、空き巣・ひったくり等の認知情報や防犯対策のポイントなどの情報(空き巣・ひったくり情報)を電子メールで配信する。

杉並区災害・防災情報メールの実施

事前に登録した方を対象に、震災の場合は、国内で震度 5 以上の地震や 23 区内で震度 3 以上の地震が発生した時、また、水害では、杉並区で「大雨・洪水注意報、警報」が発表されたときなどに電子メールで配信する。

杉並区公式ツイッターの運用開始

平成 23 年 3 月 18 日から、災害関連情報を知らせるために開始。